

「料金が安くなる」要注意!!

などの不適切な勧誘に

注意すべき 勧誘例



値下げの対象かどうか確認するので、
検針票の情報を教えてください。



検針票の情報で契約の切替えが可能
安易に情報を教えないで!!

●●電力／●●ガスからの供給はそのまままで
料金が下げるようになりました。



契約中の事業者の訪問を装い、
実際には別会社の新規契約の勧誘かも？

毎月の電気・ガス料金が**安くなります**。



実際には安くならないかも？

トラブルを避ける!!要注意ポイント

訪問してきた相手をよく確認!!

1 名刺を受け取るなどし、誰が、何のために訪問したのか必ず確認しましょう。

契約中の料金プランと必ず比較!!

2 その場で契約するのではなく、よく確認してから契約しましょう。

不要だと感じたらはっきり断る!!

3 契約してしまっても、書面受領日から8日以内であればクーリング・オフができます。

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ！**

訪問販売は、契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、原則として、**無条件で**契約解除ができます。

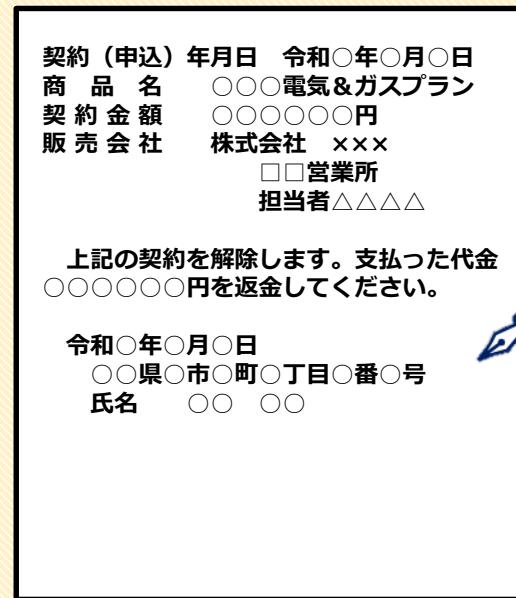
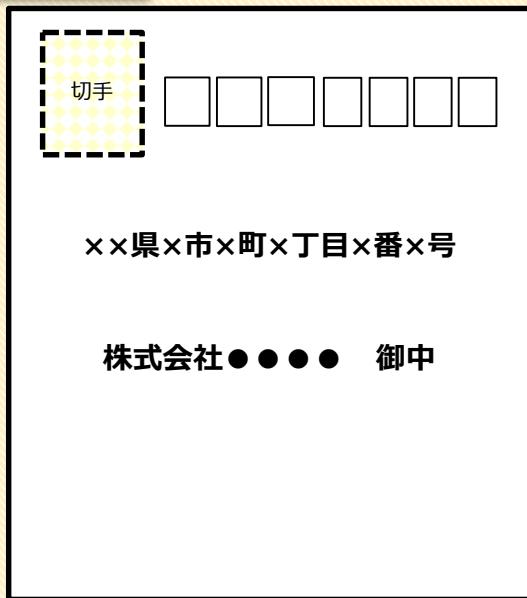
クーリング・オフの方法

- ① **ハガキなどの書面または電子メールなどの電磁的方法**で行いましょう。
- ② **契約種別**（会員契約、商品購入契約など）、**契約情報**（会員契約は会員番号、会費額、契約日、勧誘者名など。商品購入契約は商品名、契約金額、契約日など。）および**契約の解除・返金を求める旨**を書きます。**あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。**
- ③ ハガキの場合、表・裏ともにコピーを取り、郵便窓口で、**特定記録郵便**または**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

※特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。諦めずに消費生活センターなどに相談しましょう！

ハガキの記載例



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
『イヤヤン』

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

いやや！

